

生活保護法施行事務監査事項

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>1 保護の適正実施の推進</p> <p>(1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p>	<p>1 面接相談時における適切な対応と事務処理</p> <p>(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。</p> <p>(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。</p> <p>(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。</p> <p>(4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。</p> <p>(5) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう生活保護制度の周知や民生委員、各種相談員との連携、保健福祉関係部局及び水道、電気の事業所等との連絡・連携体制がとられているか。</p> <p>(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。</p> <p>(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。</p> <p>2 保護開始時における調査の徹底</p> <p>(1) 資産等の把握状況</p> <p>ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。</p> <p>また、生活圏内の関係先（金融機関、保険会</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>社、社会保険事務所等) 調査等によって十分に 検証・確認されているか。</p> <p>保護申請前に転居してきた者については、前 居住地の関係先照会等が行われているか。</p> <p>イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意 書が適切に徴取されているか。</p> <p>ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合 は、文書により本人に周知されているか。</p> <p>(2) 病状把握の状況</p> <p>病状等が的確に把握されているか。また、必要 に応じ検診命令等が活用されているか。</p> <p>(3) 介護保険利用の把握状況</p> <p>要介護又は要支援の状態にあると考えられる要 保護者について介護保険による介護サービスの受 給状況の確認や要介護認定申請に係る助言及び指 導が行われているか。</p> <p>(4) 扶養義務履行の指導状況</p> <p>ア 扶養義務者(特に生別母子世帯の前夫及び転 出した子)の居所、世帯構成、職業等の生活実 態及び収入、資産等を把握するための扶養能力 調査は行われているか。</p> <p>また、居所が不明な場合には、官公署等への 照会に基づき、所在の確認が行われているか。</p> <p>イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住し ており、ある程度の扶養が期待できるときは は、実地に調査されているか。</p> <p>ウ 扶養義務照会に対して未回答となっている ケースの処理は適切に行われているか。</p> <p>エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、 家庭裁判所への調停又は審判の申立てについて の指導は行われているか。</p> <p>オ 別世帯において健康保険等の被扶養者、税法 上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 保護受給中における指導援助の推進</p> <p>ア 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握</p>	<p>象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。</p> <p>3 関係機関等との連携</p> <p>(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関等との連携が円滑に行われているか。</p> <p>(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分図られているか。</p> <p>1 権利、義務の周知徹底</p> <p>被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。</p> <p>また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。</p> <p>2 資産及び収入の把握</p> <p>(1) 資産の把握</p> <p>ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等によりの確に確認されているか。</p> <p>また、資産の申告内容に変化はないか。</p> <p>特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。</p> <p>イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。</p> <p>(2) 収入の把握</p> <p>就労可能と判断された被保護者については</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>毎月、就労困難と判断された被保護者については定期的に収入申告書が徴取されているか。</p> <p>ア 稼働収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は、毎月徴取されているか。その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 収入申告書及び給与明細書等挙証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。</p> <p>イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握</p> <p>(ア) 収入申告書は適切に徴取されているか。必要に応じ、年金改定通知書（写）等挙証資料は添付されているか。</p> <p>(イ) 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、必要に応じ、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。</p> <p>また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。</p> <p>(ウ) 仕送り額等は、的確に把握されているか。</p> <p>(3) 年金等の受給資格の確認</p> <p>一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>(4) 扶養能力調査の実施</p> <p>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深浅、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進</p>	<p>1 処遇方針の設定</p> <p>(1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。</p> <p>(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。</p> <p>(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>2 訪問格付の設定</p> <p>(1) 訪問格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。</p> <p>また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>(2) 個別のケースに対する訪問格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>3 訪問調査活動の状況</p> <p>(1) 訪問は、訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、訪問計画を策定する等計画的に実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進</p>	<p>少ないケースはないか。</p> <p>(2) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p> <p>(3) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>(4) 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。 また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>(5) 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動が行われていないケースはないか。</p> <p>(6) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>1 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。 また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>切に行われているか。</p> <p>2 自立助長の指導状況</p> <p>(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>(2) 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳で適切に把握されているか。</p> <p>(3) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>(4) 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>(5) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(6) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、転職を含む増収指導が行われているか。</p> <p>3 自立助長ケースの選定</p> <p>自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況</p> <p>(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求め</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 要援護世帯に対する 指導援助の充実</p>	<p>ているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。</p> <p>(2) 毎年、課税状況調査等の全ケース一斉点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。 また、その後の処理状況が適切に把握されているか。</p> <p>(3) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。 (2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p> <p>1 個別具体的な指導援助の充実 (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 要援護世帯のニーズに応じ、各種保健福祉施策等の活用は図られているか。</p> <p>(ア) 高齢者等がいる世帯について介護保険制度等による介護サービスの活用が図られているか。</p> <p>(イ) 傷病・障害者世帯について、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。</p> <p>イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(2) 母子世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>3 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>(3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。</p> <p>(4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>(1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>(2) 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p> <p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付</p> <p>ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。</p> <p>イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p>ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(3) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>4 嘱託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p> <p>(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。</p> <p>特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、精神保健福祉法第32条の適用について検討が行われているか。</p> <p>7 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 頻回受診の判断及び指導は適切に行われているか。</p> <p>8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</p> <p>(1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>4 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p> <p>4 介護施設入所者基本生活費等給付</p> <p>介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況</p> <p>介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>5 福祉事務所における 入所措置等の適正実施 の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置 事務等の確保</p> <p>(2) 適正な保護の決定 事務の確保</p> <p>6 組織的な運営管理の 推進</p> <p>(1) 計画的な運営管理 の推進</p>	<p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係 部局等関係機関との連携が図られているか。</p> <p>1 適正な入所措置事務は、確保されているか。</p> <p>(1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置 事務が行われているか。</p> <p>(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先 して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行わ れているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは 適正に行われているか。</p> <p>(2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更 生状況等の確認が適切に行われているか。</p> <p>また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>(3) 死亡等による入所措置解除については、速やか にその手続きが行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立 会いのもとに適切に行われているか。</p> <p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われてい るか。</p> <p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。</p> <p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(2) 査察指導機能の充実</p>	<p>(2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。 また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。 また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。 また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p> <p>1 現業活動の掌握体制の確保 訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。</p> <p>(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 処遇困難ケースへの対応</p> <p>(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。</p> <p>(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 実施体制の確保</p>	<p>(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p> <p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。</p> <p>ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。</p> <p>(4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p> <p>2 面接相談体制の状況</p> <p>専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。</p> <p>特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。</p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。</p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行わ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>7. 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>れているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。</p> <p>また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。</p> <p>4 ケース記録等事務処理の管理状況</p> <p>(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。</p> <p>(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。</p> <p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p> <p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力が</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>されているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。</p> <p>(2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。</p> <p>(3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>また、受給要件は常時見直されているか。</p> <p>(4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。</p> <p>(5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。</p> <p>なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p> <p>(6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。</p> <p>なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>